

Ver.1

# 精神疾患等事案調査 Q & A

地方公務員災害補償基金 補償課

## はじめに

精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の事案については、これまで「精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について」（平成11年9月14日地基補第173号）により認定が行われてきました。

しかしながら、これら精神疾患等事案については内容が多様化しており、また自殺に至らない精神疾患事案の数も増加している状況にあります。

そのため、基金本部では、平成23年3月に、精神疾患の原因とされる出来事について整理し、必要な事項を速やかに調査、検討できるよう、認定基準の明確化・具体化を図り、「業務負荷の分析表」を作成しました。また、併せて調査に関する通知についても見直しを行いました。

今後は、精神疾患等の事案について、できる限り効率的に事務が進められるよう、「業務負荷の分析表」に基づいて、調査項目を重点化することが必要です。

また、ストレスの大きな原因となる過重な時間外勤務の状況や、職員のストレスを軽減できるような職場のサポートの状況についても、調査することとなります。

そのため、新しい調査の方法について理解を深めてもらえるよう、Q&Aを作成しましたので、認定事務の参考にしてください。

なお、事案の処理に当たっては、支部と本部が一体となって調査を進めることが重要です。特に精神疾患の発症時期や、時間外勤務の実態などについては、調査が難しいこともあります。そうした事柄を含め、調査についてご不明な点があれば、幅広く本部に問い合わせてください、よろしくお願いいたします。

## 目 次

### 1 基本的な考え方 (P7)

Q 1 今回の調査の見直しで、何が変わったのですか。

Q 2 認定基準通知にある考え方を変更したのですか。

### 2 調査一般 (P7～P8)

Q 3 「業務負荷の分析表」は、過去の事案にも活用するのですか。

Q 4 精神疾患等事案については、主に何を調査すればよいのですか。

### 3 調査の対象期間 (P8～P9)

Q 5 調査の対象となる期間はどの程度ですか。

Q 6 発症前6か月以前から過重な業務が続いていますが、調査の対象にしないのですか。

Q 7 自殺事案において、被災者が死亡する前に精神科を受診していないため、いつ頃どのような精神疾患を発症していたかわかりません。その場合の調査対象期間はどうなりますか。

### 4 「業務負荷の分析表」 (P9～P16)

Q 8 「業務負荷の分析表」はどのように使うのですか。

Q 9 「業務負荷に係る調査票」(調査事項通知別紙4)はどのように作成すればよいのですか。

Q 10 最初に何をするのですか。

- Q 1 1 公務災害認定請求書等において、「業務負荷の分析表」の「出来事例」にあるような出来事が見当たりません。どうすればよいですか。
- Q 1 2 被災者は発症前6か月内に、非常に忙しい部署に異動し、その後、上司とトラブルが起きました。この場合、「6対人関係等の職場環境」の「職場の上司と人間関係でトラブルがあった」だけに当てはめるのですか。
- Q 1 3 大規模災害の復旧作業等に従事したため、長時間の時間外勤務を行いました。「2仕事の質・量(1)仕事の内容」の「重大事故、大規模災害の調査、復旧作業等に従事した」と「2仕事の量(勤務時間の長さ)」の「緊急的な業務のため、休日勤務や深夜勤務を含む長時間勤務を行った」の両方に当てはめますか。
- Q 1 4 出来事を洗い出し、「出来事例」に当てはめました。次に何をすればよいのですか。
- Q 1 5 例えば「制度の創設等に携わった」という「出来事例」に当てはめた場合、「着眼する要素」については、何をどのように調査しますか。またどの程度の内容を調査すればよいのですか。
- Q 1 6 「着眼する要素」の事実関係を調べました。次に何をすればよいのですか。
- Q 1 7 「過重な負荷となる可能性のある業務例」とは何ですか。また、どのように使うのですか。
- Q 1 8 洗い出した出来事が「過重な負荷となる可能性のある業務例」にありません。調査をしなくてもよいのですか。
- Q 1 9 洗い出した出来事が「過重な負荷となる可能性のある業務例」にありました。公務災害となりますか。

## 5 時間外勤務 (P16～P20)

- Q 2 0 時間外勤務の調査のポイントは何か。
- Q 2 1 時間外勤務はどれくらいの期間調査するのですか。
- Q 2 2 時間外勤務はどのように調査するのですか。
- Q 2 3 被災者が管理職員であるため、時間外勤務命令簿や時間外勤務報告書を作成していません。どのようにして時間外勤務を調査しますか。
- Q 2 4 時間外勤務を行っていた日やその時間はわかりましたが、それらの日にどのような業務を行っていたかまでは特定できません。
- Q 2 5 被災当時の業務の繁忙状況や上司・同僚の証言から、タイムカードで在庁していた時間に残業をしていたことは推定できます。しかし、被災者が死亡したことにより、どの時刻まで本当に勤務していたかはわかりません。
- Q 2 6 時間外勤務を調査しました。調査結果はどこに記載しますか。
- Q 2 7 時間外勤務の評価に当たっては、時間外勤務命令簿上の時間外勤務のみが対象となるのですか。
- Q 2 8 自宅で持ち帰り残業した場合、その時間も時間外勤務として、そのままカウントするのですか。

## 6 職場の支援・協力状況 (P20～P21)

- Q 2 9 職場の支援・協力の状況はなぜ調査するのですか。また必ず調査するのですか。
- Q 3 0 職場の支援・協力として、どのようなものがありますか。

Q 3 1 職場の支援・協力の体制が整備されていただけでなく、実際にサポートがなされていたかどうかも調査するのですか。

Q 3 2 職場の支援・協力の状況について調査しました。調査結果はどこに記載しますか。

## 7 勤務の概況 (P21～P25)

Q 3 3 被災者が普段どのような仕事をしていたかは調査しないのですか。

Q 3 4 調査事項通知別紙 1 (災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票) と同通知別紙 2 (災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票) にはどの程度詳しく記載するのですか。

Q 3 5 調査事項通知別紙 1 (災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票) について、被災者が死亡し、勤務の記録も残していないため、毎日の業務内容があまりわかりません。

Q 3 6 調査事項通知別紙 1 (災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票) ・同通知別紙 2 (災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票) と同通知別紙 4 (業務負荷に係る調査票) に記載する内容の違いがよくわかりません。

Q 3 7 被災者は制度の創設のほか、いろいろなルーティン業務を行っていました。調査事項通知別紙 1 (災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票) と同通知別紙 2 (災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票) にはルーティン業務の内容だけ記載するのですか。

Q 3 8 請求者は上司とのトラブル (のみ) を主張しています。その場合でも、調査事項通知別紙 1 (災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票) と同通知別紙 2 (災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票) には毎日又は毎月の勤

務の概況について詳しく記載するのですか。

Q 3 9 請求者は仕事の関係で住民から暴行や嫌がらせを受けたこと(のみ)を主張しています。その場合でも毎日又は毎月の災害発生前の勤務の概況について詳しく記載するのですか。

## 8 その他の調査 (P25)

Q 4 0 「業務負荷の分析表」の出来事、時間外勤務、職場の支援・協力状況、被災前の勤務の概況のほか、何を調査すればよいのですか。

※ この「Q&A」中、

- 「精神疾患等事案」とは精神疾患に起因する自殺事案及び精神疾患事案をいいます。
- 「認定基準通知」とは「精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務災害の認定について」(平成11年9月14日地基補第173号)をいいます。
- 「調査事項通知」とは「精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務起因性判断のための調査事項について」(平成11年9月14日地基補第174号)をいいます。
- 「留意事項通知」とは「精神疾患等の事案に係る調査に当たって留意すべき事項について」(平成23年3月16日地基補第68号)をいいます。
- 「業務負荷の分析表」は留意事項通知別表の「業務負荷の分析表」をいいます。

## 1 基本的な考え方

### **Q 1 今回の調査の見直しで、何が変わったのですか。**

A 精神疾患等事案については、これまで、どのような出来事が精神疾患の原因となり得るのか、またそれらの出来事をどのような着眼点から分析するのが、必ずしも明確ではありませんでした。

今回、そのような出来事・着眼点を整理した「業務負荷の分析表」を作成しましたので、今後は、これに基づき、必要な事項を重点的に調査することになります。

### **Q 2 認定基準通知にある考え方を変更したのですか。**

A 認定基準通知にある考え方（公務災害となる要件など）は変更していません。

## 2 調査一般

### **Q 3 「業務負荷の分析表」は、過去の事案にも活用するのですか。**

A 「業務負荷の分析表」は平成23年4月1日以後に支部で受け付けた事案から活用します。

ただし、その前の事案についても、調査に間に合えば（すなわち、活用することでかえって調査に遅延を来さないようにする範囲で）、活用に努めてください。

(参考)留意事項通知の記の2



**Q 4 精神疾患等事案については、主に何を調査すればよいのですか。**

A 主に、以下の内容を調査します。

- ①どのような精神疾患にいつ頃発症したのか →この「Q&A」の「3 調査の対象期間」参照
- ②出来事の有無・内容（「業務負荷の分析表」を参考に） →この「Q&A」の「4 業務負荷の分析表」参照
- ③時間外勤務 →この「Q&A」の「5 時間外勤務」参照
- ④職場の支援・協力状況 →この「Q&A」の「6 職場の支援・協力状況」参照

これら以外にも被災者の勤務の概況（普段、どのような仕事をしていたのかなど。→この「Q&A」の「7 勤務の概況」参照）や、生活の状況などを調査します。

### **3 調査の対象期間**

**Q 5 調査の対象となる期間はどの程度ですか。**

A 精神疾患発症前から概ね6か月程度の期間を調査します。

(参考)留意事項通知別表(注)1(1)

**Q 6 発症前6か月以前から過重な業務が続いていますが、調査の対象にしないのですか。**

A 過重な業務が6か月以前から続いている場合には、その期間も調査しま

す。

(参考)留意事項通知別表(注) 1(1)

**Q7 自殺事案において、被災者が死亡する前に精神科を受診していないため、いつ頃どのような精神疾患を発症していたかわかりません。その場合の調査対象期間はどのようになりますか。**

A その場合でも、被災者の勤務の様子などから、できる限り精神疾患の発症時期などを推定しますが、わからなければ、自殺前から概ね6か月を調査します。

また、過重な業務が自殺の6か月以前から続いている場合は、その期間も調査します。

#### **4 「業務負荷の分析表」**

**Q8 「業務負荷の分析表」はどのように使うのですか。**

A 精神疾患発症前概ね6か月の期間で、請求者が主張する過重な業務などの出来事を洗い出し、「業務負荷の分析表」の「出来事例」に当てはめます。

その後、同表の「業務負荷の類型」に対応する「着眼する要素」に基づいて、事実関係を調査します。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用方法について)

**Q9 「業務負荷に係る調査票」(調査事項通知別紙4)はどのように作成**

すればよいのですか。

A 概ね次のような流れで作成します。詳しくは、Q10以下で述べます。

- ① 公務災害認定請求書等を基に、請求者が主張する過重な業務や人間関係のトラブル（出来事）の洗い出し
- ② ①の出来事について「業務負荷の分析表」の「出来事例」への当てはめ
  - ※ 独立した出来事が複数あるときはすべてを「出来事例」に当てはめる
  - ※ 「出来事例」のいずれにも当てはまらない場合は、どの「出来事例」に近いかを類推し当てはめる
- ③ 「業務負荷に係る調査票」（調査事項通知別紙4）の「出来事」欄に、①で洗い出した出来事の概要を記載
- ④ 「業務負荷に係る調査票」（調査事項通知別紙4）の「出来事例」欄に、②で当てはめた「業務負荷の分析表」の「出来事例」を記載
- ⑤ 「業務負荷に係る調査票」（調査事項通知別紙4）の「業務負荷の類型」欄に、②で当てはめた「出来事例」の属する「業務負荷の分析表」の「業務負荷の類型」を記載
- ⑥ ②で当てはめた「出来事例」の属する「業務負荷の類型」に対応した「業務負荷の分析表」の「着眼する要素」欄の各要素について、事実関係を調査
- ⑦ 「業務負荷に係る調査票」（調査事項通知別紙4）の「着眼する要素」欄に、②で当てはめた「出来事例」の属する「業務負荷の類型」に対応

した「業務負荷の分析表」の「着眼する要素」の各要素を記載し、⑥において調査した当該要素に係る調査結果（事実関係）を記載

なお、「業務負荷に係る調査票」（調査事項通知別紙4）は、事実関係の調査に基づき、支部において取りまとめます。

**Q 1 0 最初に何をしますか。**

A まず公務災害認定請求書等において請求者が主張する、過重な業務や人間関係のトラブルを洗い出します。それを「業務負荷の分析表」にある「業務負荷の種類」ごとの「出来事例」に当てはめます。

(参考)留意事項通知別紙（「業務負荷の分析表」の具体的な活用方法について）の1

**Q 1 1 公務災害認定請求書等において、「業務負荷の分析表」の「出来事例」にあるような出来事が見当たりません。どうすればよいですか。**

A 「業務負荷の分析表」の「出来事例」や「過重な負荷となる可能性のある業務例」を参考に、請求者の主張する内容がどの「出来事例」に近いか類推して当てはめます。

当てはめ方がわからない場合には、本部補償課に問い合わせてください。

(参考)留意事項通知別紙（「業務負荷の分析表」の具体的な活用方法について）の1

**Q 1 2 被災者は発症前6か月内に、非常に忙しい部署に異動し、その後、上司とトラブルが起きました。この場合、「6対人関係等の職場環境」の「職場の上司と人間関係でトラブルがあった」だけに当てはめるのですか。**

A 出来事が複数あるときは、一般に、以下のように「出来事例」に当てはめます。

① それらの複数の出来事について、一つの出来事が他の出来事に当然付随するものである場合には、請求者の主張等から最も強い負荷と考えられる出来事を「出来事例」に当てはめる。

② それらの複数の出来事について、一つの出来事が他の出来事に当然付随するものでない場合には、それぞれの出来事を別々に「出来事例」に当てはめる。

設問の場合、上司とのトラブルは非常に忙しい部署への異動に当然付随するものではないと考えられます（②のケース）。そのため、この異動を「3 役割・地位等の変化(1)異動」の「繁忙部署に異動した」に、上司とのトラブルを「6 対人関係等の職場環境」の「職場の上司と人間関係でトラブルがあった」に、それぞれ当てはめます。

また、①のケースとしては、例えば、制度の企画立案を担当する部署に異動した場合などが考えられます（この場合、請求者の主張等から、より強い負荷を受けた出来事はどれかを判断します。その上で、「2 仕事の量・質(1)仕事の内容」の「制度の創設等に携わった」か、「3 役割・地位等の変化(1)異動」の「繁忙部署に異動した」のどちらかに当てはめます）。

ただし、①のケースと②のケースのどちらかであるか不明である場合には、②のケースとして扱ってください。

なお、②のケースについては、調査事項通知別紙4（「業務負荷に係る調査票」）に、複数の出来事をそれぞれ記載し、「着眼する要素」の事実関

係を調査してください。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用方法について)の1

**Q 1 3 大規模災害の復旧作業等に従事したため、長時間の時間外勤務を行いました。「2仕事の質・量(1)仕事の内容」の「重大事故、大規模災害の調査、復旧作業等に従事した」と「2仕事の量(勤務時間の長さ)」の「緊急的な業務のため、休日勤務や深夜勤務を含む長時間勤務を行った」の両方に当てはめますか。**

A ある業務に従事したことにより時間外勤務を行った場合には、時間外勤務の実態について別途調査することになります(Q 2 0～Q 2 8参照)。

したがって、設問の場合には、「2仕事の質・量(1)仕事の内容」の「重大事故、大規模災害の調査、復旧作業等に従事した」に当てはめます(その上で、Q 2 0～Q 2 8の記載の要領で、時間外勤務の実態も調査します)。

ただし、休日が取れない状態で、しかも深夜にわたるような勤務を連続して長期間行った場合には、他の出来事の有無にかかわらず、そのような長時間勤務の状態だけで強い負荷を受けることがあります。そこで、そのような場合には、「2仕事の質・量(2)仕事の量(勤務時間の長さ)」の「緊急的な業務のため、休日勤務や深夜勤務を含む長時間勤務を行った」に当てはめます。

**Q 1 4 出来事を洗い出し、「出来事例」に当てはめました。次に何をすればよいのですか。**

A 調査事項通知別紙4の「業務負荷に係る調査票」の記載例①と②を参考

に、同調査票の「出来事」欄に、洗い出した出来事の概要を記載します。  
また、当てはめた「出来事例」及びその「出来事例」の属する「業務負荷の類型」をそれぞれの欄に記載します。

その後、その「業務負荷の類型」に対応する「業務負荷の分析表」の「着眼する要素」の各要素について事実関係を調査します。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用する方法について)の1

・2

**Q15 例えば「制度の創設等に携わった」という「出来事例」に当てはめた場合、「着眼する要素」については、何をどのように調査しますか。またどの程度の内容を調査すればよいのですか。**

A 「仕事の質・量(1)仕事の内容」の「着眼する要素」の各要素、すなわち、

- ① 業務の難易度(・新制度の創設、事故への対応等日常的でない出来事の有無、・職場で同様の業務を行っている職員の業務の質との比較、・業務の要求水準と本人の処理能力・業務経験とのギャップ)
- ② 処理期限の有無(・処理期限があることに伴う作業の密度、・期限に間に合わない場合の影響)
- ③ 責任の軽重(・業務の執行体制(集団体制、専任制の別)、・仕事の成否の重大性)
- ④ 精神的緊張の大小(緊張の程度、持続期間)
- ⑤ 裁量性の有無(他律的な業務か否か)

について、請求者と関係者(上司や同僚等)に対して事実関係を確認しま

す。

その際、調査事項通知別紙4の「業務負荷に係る調査票」の記載例①と②を参考に、洗い出した出来事の過重性が分析できる程度の実事関係を調査します。

(参考)調査事項通知別紙4 (業務負荷に係る調査票)

**Q 1 6 「着眼する要素」の事実関係を調べました。次に何をすればよいのですか。**

A 「着眼する要素」で調べた事実関係と根拠とした証言者(「上司」など)を「業務負荷に係る調査票」の「着眼する要素」の欄に記載します(詳細にわたる場合には別添に記載して構いません)。

その後、洗い出した出来事の過重性を分析して、過重かどうかを検討します。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用の方法について)の2

**Q 1 7 「過重な負荷となる可能性のある業務例」とは何ですか。また、どのように使うのですか。**

A 過去に基金が公務災害と認めた事例です。洗い出した出来事をどの「出来事例」に当てはめるか、またその出来事が過重かどうかを検討するための参考にします。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用の方法について)の4

**Q 1 8 洗い出した出来事が「過重な負荷となる可能性のある業務例」にあ**



**りません。調査をしなくてもよいですか。**

A 「過重な負荷となる可能性のある業務例」は過去に公務災害と認めた事例ですので、それらの業務例以外にも過重な負荷となる業務の出来事があり得ます。

そのため、洗い出した出来事が「過重な負荷となる可能性のある業務例」になくても、それだけで直ちに公務災害と認められないわけではないので、最も類似した「出来事例」に当てはめて、「着眼する要素」に照らして調査します。

(参考)留意事項通知の記の3、同通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用の方法について)の4

**Q19 洗い出した出来事が「過重な負荷となる可能性のある業務例」にありました。公務災害となりますか。**

A 「過重な負荷となる可能性のある業務例」はあくまで参考ですので、実際に公務災害となるかどうかは、個別・具体の事案ごとに判断されます。

(参考)留意事項通知の記の3

## **5 時間外勤務**

**Q20 時間外勤務の調査のポイントは何か。**

A 時間外勤務の実態(特に、①時間外勤務の時間数と②業務の内容(又は時間外勤務の原因))を調査します。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用の方法について)の3

(1)

**Q 2 1 時間外勤務はどれくらいの期間調査するのですか。**

A 精神疾患発症前概ね6か月の期間について調査します。

**Q 2 2 時間外勤務はどのように調査するのですか。**

A 時間外勤務命令簿や時間外勤務報告書等を調べます（なお、時間外勤務命令簿の時間数以外にも業務を行っていたと推定される場合について、Q 2 7 参照）。

(参考)留意事項通知別紙（「業務負荷の分析表」の具体的な活用の方法について）の3  
(1)

**Q 2 3 被災者が管理職員であるため、時間外勤務命令簿や時間外勤務報告書を作成していません。どのようにして時間外勤務を調査しますか。**

A タイムカード、警備日誌、鍵受け渡し簿、上司・同僚の証言などにより調査します。

(参考)留意事項通知別紙（「業務負荷の分析表」の具体的な活用の方法について）の3  
(1)

**Q 2 4 時間外勤務を行っていた日やその時間はわかりましたが、それらの日にどのような業務を行っていたかまでは特定できません。**

A 特定しなくても構いません。その場合は、「業務負荷の分析表」で洗い出した出来事（例えば、制度の創設、事故の対応等の緊急業務）や上司・同僚の証言などを参考に、時間外勤務を行わざるを得なかったような過重な業務があったかどうかを調査します。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用方法について)の3  
柱書き

**Q 2 5 被災当時の業務の繁忙状況や上司・同僚の証言から、タイムカード  
で在庁していた時間に残業をしていたことは推定できます。しかし、被災  
者が死亡したことにより、どの時刻まで本当に勤務していたかはわかりま  
せん。**

A その場合は、タイムカードの時間をそのまま報告してください。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用方法について)の3  
(1)

**Q 2 6 時間外勤務を調査しました。調査結果はどこに記載しますか。**

A 発症前1か月については、調査事項通知別紙1(災害発生前1か月間の  
勤務状況調査票)の「勤務の概況(正規の勤務時間終了以降)」、「退勤時  
刻」、「時間外勤務時間数等」の各欄に、それぞれ各日の時間外勤務の業務  
内容、退勤時刻、時間外勤務時間数を記載します。

発症前2か月から6か月については、調査事項通知別紙2(災害発生前  
6か月間の勤務状況調査票)の「勤務の概況」、「時間外勤務時間数等」の  
各欄に、各月の時間外勤務の業務内容、時間外勤務時間数を記載します。

また、調査事項通知別紙1(災害発生前1か月間の勤務状況調査票)と  
同通知別紙2(災害発生前6か月間の勤務状況調査票)の「時間外勤務時  
間数等」の欄には、時間外勤務の根拠(時間外勤務命令簿、時間外勤務報  
告書、タイムカード、上司・同僚の証言等)を明記し、それらの資料の写

しや証言の内容を添付してください。

(参考)調査事項通知別紙1 (災害発生前1か月間の勤務状況調査票)の※2、同通知別紙2 (災害発生前6か月間の勤務状況調査票)の※3

**Q 2 7 時間外勤務の評価に当たっては、時間外勤務命令簿上の時間外勤務のみが対象となるのですか。**

A 時間外勤務命令簿上の時間外勤務は、上司の命令に基づき行われたものであり、また、一般に、時間外勤務手当の基礎となるものと考えられます。

一方、精神疾患等事案については、例えば、職員の申告書、タイムカード、上司・同僚の証言などを参考に、また任命権者の意見も聞いて、時間外勤務命令簿の時間以外の時間にも必要な業務を行っていたと合理的に推定される場合には、これを時間外勤務として評価することがあります。

そのため、時間外勤務命令簿が作成される職員(時間外勤務手当が支給される職員)については、調査に当たって、時間外勤務命令簿上の時間外勤務とは別に、こうした業務や時間数についても幅広く把握してください。

なお、時間外勤務命令簿が作成されない職員(管理職員など)についても、勤務時間外に必要な業務を行っていた時間が時間外勤務の評価の対象となり得ます。

**Q 2 8 自宅で持ち帰り残業した場合、その時間も時間外勤務として、そのままカウントするのですか。**

A 自宅での持ち帰り残業については、自宅での作業の内容、時間数及び根拠のほか、自宅で残業せざるを得ない事情や具体的な成果物について確認

します。

その上で、自宅で残業せざるを得なかったという諸事情が客観的に証明された場合には、例外的に、具体的成果物を合理的に評価し、時間数を推定して、過重性の評価に付加することになります。

なお、自宅での作業は、任命権者の支配管理下になく、任意の時間や方法により、自分のペースで行うことができるため、職場での時間外勤務とは同等に評価できないので、注意してください。

(参考)留意事項通知別紙(「業務負荷の分析表」の具体的な活用方法について)の3  
(2)

## **6 職場の支援・協力状況**

**Q 2 9 職場の支援・協力の状況はなぜ調査するのですか。また必ず調査するのですか。**

A 職場の支援・協力があれば、業務の負担が軽減されることもあるからです。また、個別・具体の事案にもよりますが、幅広く調査してください。

(参考)留意事項通知別表(注)3

**Q 3 0 職場の支援・協力として、どのようなものがありますか。**

A 仕事のやり方の見直し改善、応援体制の確立、責任の分散などがあります。

(参考)留意事項通知別表(注)3

**Q 3 1 職場の支援・協力の体制が整備されてだけでなく、実際にサポ**

**ートがなされていたかどうか調査するのですか。**

A 実際サポートがなされていたかも調査します。

なお、体制が整備されていても、被災者が精神疾患を発症する前に実際にそのとおりにサポートがなされていなければ、発症について業務の負担が軽減されたとはいえません。

**Q 3 2 職場の支援・協力の状況について調査しました。調査結果はどこに記載しますか。**

A 調査事項通知別紙 1（災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票）、同通知別紙 2（災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票）、同通知別紙 4（業務負荷に係る調査票）などに適宜、「職場の支援・協力の状況」と題をつけるなどして、内容を記載します。

## **7 勤務の概況**

**Q 3 3 被災者が普段どのような仕事をしていたかは調査しないのですか。**

A 調査します。調査結果は、調査期間ごとに、調査事項通知別紙 1（災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙 2（災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票）の「勤務の概況」の欄に記載します。

なお、調査事項通知別紙 1（災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙 2（災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票）には時間外勤務の状況についても記載します（Q 2 6 参照）。

（参考）調査事項通知別紙 1（災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票）の※ 1、同通知別

紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票）の※1

**Q 3 4 調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票）にはどの程度詳しく記載するのですか。**

A 調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票）には被災前1か月の各日（午前・午後・時間外）の勤務の概況を、同通知別紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票）には被災前2か月から6か月の各月の勤務の概況を記載します。その際、それぞれどんな業務を行っていたのかが具体的にわかる程度に記載してください。

また、その業務は大変な仕事であったか、被災者はうまくこなしていたかなど、参考となる情報があれば、適宜、記載してください。

**Q 3 5 調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票）について、被災者が死亡し、勤務の記録も残していないため、毎日の業務内容があまりわかりません。**

A その場合は、わかる範囲で記載してください。

**Q 3 6 調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票）・同通知別紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙4（業務負荷に係る調査票）に記載する内容の違いがよくわかりません。**

A 調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票）は被災者が被災前にどの

ような業務をしていたか（請求者の主張する過重な業務のほか、ルーティン業務を含む。）について、時系列に記載します。

調査事項通知別紙4（業務負荷に係る調査票）には、公務災害認定請求書等から洗い出した出来事について、「業務負荷の分析表」の「着眼する要素」の事実関係に絞って記載します（Q16参照）。

（注）以前は、調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票）・同通知別紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票）に「異常な出来事・突発的事態への遭遇」の状況及び「特別な状況下における職務」の状況（すなわち業務負荷の状況）について記載することとしていました。しかし、今般、調査事項通知別紙4（業務負荷に係る調査票）を設けたことにより、上記のように整理しました。

（参考）調査事項通知別添1の4(2)・(3)

**Q37 被災者は制度の創設のほか、いろいろなルーティン業務を行っていました。調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票）にはルーティン業務の内容だけ記載するのですか。**

A 制度の創設とルーティン業務について、毎日（調査事項通知別紙1（災害発生前1か月間の勤務状況調査票））又は毎月（同通知別紙2（災害発生前6か月間の勤務状況調査票））の勤務の概況を記載してください。

その場合、請求者が過重な業務として、その制度の創設を主張しているときは、調査事項通知別紙4（業務負荷に係る調査票）にQ15のAの①から⑤までの事実関係を記載します。

**Q38 請求者は上司とのトラブル（のみ）を主張しています。その場合で**



**も、調査事項通知別紙 1（災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙 2（災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票）には毎日又は毎月の勤務の概況について詳しく記載するのですか。**

A その場合、勤務の概況は必ずしも詳細に記載する必要はありません。

その代わりに、上司とのトラブルについての調査が重要となりますので、トラブルについて、発症前概ね 6 か月の状況を時系列に詳しく調査します。その上で、調査事項通知別紙 1（災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙 2（災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票）に記載します。

また、それらも参考にして、調査事項通知別紙 4（業務負荷に係る調査票）に、「業務負荷の分析表」の「6 対人関係等の職場環境」の「着眼する要素」（トラブル等の有無、その程度・内容、継続期間など）の事実関係について記載します。

**Q 3 9 請求者は仕事の関係で住民から暴行や嫌がらせを受けたこと（のみ）を主張しています。その場合でも毎日又は毎月の災害発生前の勤務の概況について詳しく記載するのですか。**

A その場合、勤務の概況は必ずしも詳細に記載する必要はありません。

その代わりに、暴行・嫌がらせの程度やその後の状況（当局の対応等）についての調査が重要となりますので、それらについて、発症前概ね 6 か月の状況を時系列に詳しく調査します。その上で、調査事項通知別紙 1（災害発生前 1 か月間の勤務状況調査票）と同通知別紙 2（災害発生前 6 か月間の勤務状況調査票）に記載します。

また、それらも参考にして、調査事項通知別紙 4（業務負荷に係る調査

票)に、「業務負荷の分析表」の「7 住民等との公務上での関係」の「着眼する要素」(住民等とのトラブルの状況)の事実関係について記載します。

なお、暴行の程度が激しい場合については、調査事項通知別紙4(業務負荷に係る調査票)に、「業務負荷の分析表」の「1 異常な出来事への遭遇」の「着眼する要素」(出来事の異常性の度、本人の驚愕等の度)の事実関係について記載することもあります。

## **8 その他の調査**

**Q40 「業務負荷の分析表」の出来事、時間外勤務、職場の支援・協力状況、被災前の勤務の概況のほか、何を調査すればよいのですか。**

A 災害発生状況や、被災者の業務・生活に関する基礎的な情報などを調査します。

具体的には、調査事項通知別添1(精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務起因性判断のための調査事項)の項目について調査します。

その後、調査事項通知別添2(精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務起因性判断のための調査票(1))、同通知別添3(精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務起因性判断のための調査票(2))、同通知別紙3(肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調査)に記載します。